

警報発表時の対応について

岐阜県立岐阜工業高等学校定時制

岐阜地方気象台から ①笠松町又は岐阜市 ②生徒自身が居住する地域 ③通学する経路の地域に各種警報が発表された場合の対応は、以下の通りとする。

1 登校前

(1) 笠松町又は岐阜市に警報が発表されている場合、下記のア～ウに従う。

なお、授業が実施される場合でも、生徒自身が居住する地域の警報が15時までに警報が解除されていない場合、当該生徒は公認欠席扱いとする。

ア 警報が解除されない場合・・・自宅で待機

イ 午後2時までに警報が解除された場合・・・平常授業の実施

ウ 午後2時以降に警報が解除された場合・・・当日の授業は中止とし、家庭学習とする

※1 イの場合、道路の冠水、河川の増水等により危険な場合や交通機関の停止、自宅の被害が著しい場合は、登校する必要はない。

※2 身の安全を第一に考え、登校するべきがどうか判断する。登校できないと判断した場合は、必ず学校に連絡する。

2 登校中に警報が発表された場合

(1) 直ちに安全な方法で帰宅する。

(2) 学校が時間的・地理的に安全だと判断した場合、学校へ登校・待機する。

3 登校後

(1) 警報が解除となるまで、学校待機を原則とする。

(2) 警報解除後、安全を確認してから、下校する。

4 警報発表が予想される場合

(1) 学校長は警報が発表されていなくても、気象状況、交通機関の状況、道路・橋の状況等を総合的に判断し、休業や授業の中止を決定する場合がある。

(2) 登校後、帰宅が困難、あるいは危険と認めた場合、校内の最も安全な場所に待機する。

5 その他

(1) 上記の連絡については、HP、メール等を通じて、生徒や保護者へ連絡する。

(2) 現在、気象警報は市町村ごとに発表されているので、TV・ラジオ・インターネット等からの情報に注意する。

(3) 下校時刻が通常と変更になる場合、学校から保護者へHP、メール等を通じて連絡する。

(4) 警報解除後に帰宅する場合は、生徒・保護者は、帰宅したことをHR担任へ連絡する。

(5) 生徒は、普段から通学経路に危険箇所を注意を払う。